

# 全世代型社会保障検討会議（第7回）

## 議事録

### （開催要領）

1. 開催日時：令和2年5月22日（金）17:15～18:03
2. 場所：官邸4階大会議室
3. 出席者：

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議長代理	西村 康稔	全世代型社会保障改革担当大臣
構成員	菅 義偉	内閣官房長官
	加藤 勝信	厚生労働大臣
	梶山 弘志	経済産業大臣
	遠藤 久夫	学習院大学経済学部教授
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
	鎌田 耕一	東洋大学名誉教授
	櫻田 謙悟	SOMPOホールディングス株式会社 グループCEO 取締役 代表執行役社長
	清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長
	中西 宏明	株式会社日立製作所 取締役会長 兼 執行役
	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
	増田 寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
	藤川 政人	財務副大臣
	杉本 和行	公正取引委員会委員長

### （議事次第）

1. 開会
2. フリーランスの調査結果と政策の方向性について
3. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた社会保障の新たな課題について
4. 閉会

### （配布資料）

資料1 フリーランス実態調査結果

資料2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた社会保障の新たな課題に関する基礎資料

資料3 論点

参考資料 全世代型社会保障検討会議の開催について

---

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 それでは、ただいまから、第7回の「全世代型社会保障検討会議」を開催いたします。

本日も、テレビ会議による開催であります。

2月以来の開催となりますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療などの議論があるため、本会議の最終報告は本年末に延期し、7月に2回目の中間報告を行うこととしたいと考えております。各議員の御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日のテーマであります。フリーランスの調査結果と政策の方向性、そして2つ目に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた社会保障の新たな課題について、御議論いただければと思っております。

なお、本日は、フリーランスの関係で、公正取引委員会の杉本委員長にも御参加いただいております。

それでは、まず事務方から、資料を説明させます。

○新原室長代理補 資料1の「フリーランス実態調査結果」をお開けください。

1 ページです。本調査は、本年2月10日から3月6日にかけて実施したものです。

2 ページです。フリーランスの年齢構成は40代以上が7割でした。

3 ページです。フリーランスを選択した理由として「自分の仕事のスタイルで働きたいため」が6割、「働く時間や場所を自由とするため」が4割となっています。

4 ページです。「仕事上の人間関係」「就業環境（働く時間や場所など）」「プライベートとの両立」「達成感や充足感」については、7割以上のフリーランスが満足と答えています。他方、収入について満足しているフリーランスは4割です。

6 ページです。主たる生計者が本業としてフリーランスを行う場合の年収は200万円以上300万円未満が最も多く、サラリーマンの場合と類似した曲線となっています。

7 ページです。これに対し、主たる生計者以外が本業として行う場合や副業として行う場合は年収100万円未満が最も多くなっています。

9 ページです。フリーランスを選択した目的を反映して、一日当たり就業時間や一月当たり就業日数は様々です。

10 ページです。今後については、フリーランスとして働き続けたい者が8割。そのうち、事業規模の維持・拡大を予定する者は9割となっています。

11 ページです。仕事を原因とする病気やけがをしたことがある者は2割。それによって

仕事を中断した者は1割となっています。

12ページです。フリーランスの属性分布を見ると、業務委託を受けて仕事を行う方で、取引先は事業者の方が最も多く、4割。次に、独立して仕事を行い、取引先が消費者の方が3割となっています。

13ページです。取引先とのトラブルを経験した方のうち、事業者から業務委託を受けている方が最も多く、全体の5割で、優越的地位の問題が多くなっています。

14ページです。業務委託を受けているフリーランスのうち、1社のみと取引をされている方が4割です。

15ページの左側のグラフです。下請代金法の対象とならない資本金1000万円以下の企業と取引をしたことがある方が4割です。

16ページです。事業者から業務委託を受けているフリーランスのうち、業務の内容や遂行方法について具体的な指示を受けている雇用類似の方が4割です。

17ページです。事業者から業務委託を受けている方のうち、取引先とのトラブルを経験したことがある方は4割です。

18ページです。取引先とのトラブルを経験したことがある方のうち、書面・電子メールが交付されていない、あるいは取引条件が十分に明記されていない方が6割です。

19ページです。トラブルの内容としては「発注の時点で、報酬や業務の内容などが明示されなかった」が4割。「報酬の支払が遅れた・期日に支払われなかった」が3割になっています。

続いて、資料2の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた社会保障の新たな課題に関する基礎資料」を御覧ください。

表紙を開けて1ページです。感染拡大の前後を比べると、余暇の過ごし方として、同居する子供・パートナー・親との会話が増える一方、友達との会話・付き合い、運動・スポーツが減少しており、身体活動と社会的交流に支障が生じています。

2ページです。緊急事態宣言の発出後、困っていることとしては、買い物がしにくい、運動不足、ストレスがたまる、友人や離れた家族に会えないが多くなっています。

3ページです。移動距離は、学校が休校になっている10代の若者と70代以上の高齢者の落ち込みが大きくなっています。

4ページです。感染拡大を受けて、病院に行くことに不安を感じる方が67%になっています。

5ページ以降は専門家の指摘です。身体活動・社会的交流の減少が生じていること、身体活動不足がパンデミック後の社会で大きな問題となることが予想されることが懸念されています。

6ページです。特に高齢者にとっては「動かないこと（生活不活発）」による健康への影響が危惧されています。

7ページです。子供の虐待などが生じるおそれがあり、相談窓口など、子供家庭福祉の

強化が課題です。

8 ページです。ボランティアグループやスポーツクラブ等に参加している高齢者は、要介護となるリスクが18%、死亡するリスクが22%減少します。

9 ページです。高齢者の運動不足を防ぐため、運動の実施方法をレクチャーし、日々の運動量を記録できるアプリがあります。

10 ページです。インターネットを利用する高齢者は、主観的健康度が60%増加、主観的幸福度が29%増加するとの研究結果があります。

11 ページです。タブレット端末やビデオ通話アプリを通じて、自宅の家族とオンラインで面会する介護施設が増えています。

12 ページです。チャットによる自殺防止相談窓口を開設する例があります。

13 ページです。感染の拡大による影響を受けている子供に対して、お弁当を届ける支援を拡大する例があります。

14 ページです。2021年新卒者の採用については、8割の企業は「当初の予定どおり」としていますが、今後の影響の注視が必要です。

続いて、資料3の論点を御覧ください。

フリーランスについては、働き方の多様性の確保のため、その適正な拡大が不可欠で、ルールの整備が重要ではないか。

政策の方向性としては、契約書面を交付しないことが独禁法上不適切であることを明確化すべきではないか。資本金1000万円以下の企業からのフリーランスへの発注などについて、下請代金法の改正などの検討が必要ではないか。実質的に発注事業者の命令を受けて仕事に従事している場合は、労働関係法令が適用されることを明確化してはどうか。縦割り行政を排し、実効性があり、一覧性のあるガイドラインを関係府省連名で策定してはどうか。

フリーランスとして働く方の保護のため、労災保険の活用をさらに図るべきではないかといった論点があります。

2 ページです。社会保障の新たな課題として、高齢者の外出・運動や社会的交流の機会が減少していることへの対応、医療・介護・障害等の分野で働く方の安全な就労環境の整備、介護施設も含めた非接触サービスの利用促進、高齢者が働きやすいテレワークの環境整備、悩み相談等による相談体制や子供の見守り体制の強化、生活支援の強化、学生への相談体制の強化などが論点となり得ます。

以上でございます。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 続いて、民間議員の方から御発言をお願いいたします。

50音順で参ります。遠藤議員、よろしく申し上げます。

○遠藤議員 遠藤でございます。よろしく申し上げます。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国が抱える様々な課題を浮き彫りにし

たと思います。

第1に、我が国の医療における感染症対策が脆弱であったということであります。今回のウイルス感染の長期化及び今後の新たなウイルスの蔓延の可能性。この両方を視野に入れた対策が重要だと思います。具体的には、地域における医療提供体制の整備に当たり、感染症対応の視点も含める必要があると思います。同時に、感染症の専門家などの人材育成、あるいは医薬品・ワクチンの研究開発などの基盤整備にも注力することが重要だと思います。

また、足元を見ますと、3月以降、医療機関の経営が相当落ち込んでいるとのこと。感染者を積極的に受け入れた医療機関、また、感染を恐れる患者が減った医療機関など、医療機関によつての経営不振の原因、様々でございますが、今後とも続くであろう新型コロナウイルス対応が破綻することがないように、適切な経営支援が必要だと考えます。

第2の課題は、感染拡大防止のため外出ができないことです。これは全ての世代に影響を及ぼしていますが、特に高齢者に対する影響が大きいと考えます。介護予防に有効だとされている「通いの場」が閉鎖され、また、デイサービス等の介護サービス利用が抑制されています。そのため、高齢者のフレイルや認知症の悪化が懸念されております。感染拡大防止の視点から「通いの場」のオンラインでの交流であるとか、屋外での開催、あるいは自宅での運動メニューなど、好事例を横展開していくことが必要だと思います。

第3は、フリーランスに関する課題です。フリーランスにつきましても、多様な働き方の一つとして注目されておりますが、一般の雇用形態や企業間の取引と比較して課題もあるとされてきました。今回の新型コロナウイルス問題において、この課題が浮き彫りになったと思います。これを契機に、フリーランスに不当な不利益が生じないように、適切な法規制等を検討すべきだと思います。

以上でございます。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 続いて、翁議員、お願いします。

○翁議員 コロナウイルス感染症拡大により、第2波への備えやウィズコロナでの医療提供面で様々な課題が明らかになったと思います。

まず、地域・全国レベルでリアルタイムに患者数が把握できるデータ連携や疾病研究のためのビッグデータ整備など、データ連携・利活用の重要性が改めて明らかになったと思います。また、感染リスク不安から医療機関受診抑制が起りましたが、懸念される医療の継続が必要な患者のためにはオンライン診療をより活用していく環境整備が重要だと思います。さらに医療提供体制面では、第2波への備えと共に、医療需要の変化をデータで分析し、医療機能の分化と連携の推進などを都道府県が責任を持ってきめ細かく整備する必要があります。

次に介護分野でございますが、高齢者のオンラインリハビリ・オンライン面会などを可能にし、また、介護事業者の事業を継続するためにもデジタル環境の整備の支援が欠かせないと思います。前回議論いたしましたけれども、IT化のハード面での整備やソフト面で

のデジタルデバイドの対策。これをさらに急ぐ必要があると思っております。

最後に就労の面ですが、就労の側面で重要なのは景気悪化の中で第2の就職氷河期をつくらない取組だと思っております。また、失業しても新たな就労が可能なよう、再教育も含めて支援する、いわゆる積極的な労働政策が求められると思っております。特に非正規社員などの影響が深刻で、格差拡大の懸念がございます。セーフティネット格差の是正も非常に重要だと思っております。

フリーランスについては、今回の調査で実態がよく分かってきたと思います。各省庁が連携して様々な課題についてルールを早急に検討し、支援していく必要があると思っております。また、高齢者の就労に関しましても、感染による悪化リスクが高いといわれておりますので、就労を後押しするためには、やはりテレワークの支援が重要であると思っております。

以上でございます。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 続いて、鎌田議員、お願いいたします。

○鎌田議員 新型コロナウイルス感染症の影響で多くのフリーランスが苦境に立たされています。私はフリーランスの中でも、とりわけ労働者に近い働き方、いわゆる雇用類似の働き方をしている人たちの労働政策上の保護に絞って意見を述べたいと思います。

ここで雇用類似の働き方の人とは、企業からの委託を受けて、主として個人で役務を提供し、報酬を受ける人を指しています。ただ、詳しい定義は個々の保護内容に応じて検討すべきだと思います。

調査結果が示すように、フリーランスの方たちには、収入が少ない、不安定、仕事が原因で負傷したり病気になった場合の補償がないなど、様々な課題があります。高齢者の就業機会の確保や社会保障の支え手を拡大するためには、こうした課題にしっかりと向き合うことが大切だと思います。

雇用類似の働き方の人たちは、労働者と事業者の2つの要素を併せ持っています。こうした人であっても実質的に発注者の指揮命令を受けて仕事を行い、労働基準法上の労働者性が認められる場合には当然に労働法が適用されます。

しかし、労働者性の判断は容易でないために、雇用類似の方たちは通常、自営業者とみなされています。労働者であれば労災補償、安全衛生などにおいて労働政策上の様々な保護がなされるのに対して、雇用類似の働き手にはそうした保護が基本的にはありません。働き方が多様化する中で、こうした人たちがやりがいを持って安心して仕事ができるよう、良好な就業環境の整備が求められています。

労働政策上の保護に関して、労働者であれば全ての保護が与えられ、自営業者には基本的には何もないという二分法を見直す時期に来ていると思っております。

では、どのような保護が必要なのでしょうか。自営業者ですので、ここでいう保護は労働者と全く同じである必要はありません。家内労働者のように、自営業者に対しても労働政策上の保護が既に及んでいる例も参考にしつつ、その働き方の実態を踏まえ、課題ごと

に保護の内容を検討すべきと考えます。

私は当面の課題として、契約条件の明示、契約の成立・変更・終了に関するルールの明確化、報酬の支払い確保、安全衛生、労災補償、一元的な相談窓口などを労働政策上の保護の観点から検討すべきだとは考えています。

雇用類似の人たちにとって、独占禁止法、下請法などによる取引ルールの適正化は重要だと思います。ただ、その適用範囲が資本金要件や取引形態によって限定され、雇用類似の働き手全てをカバーしているわけではありません。論点が示しているように、下請法の適用範囲を拡大するという提案は検討に値すると思います。しかし、仕事を原因とするけがなどに対する補償や健康で安全な就業環境の整備などはこうした経済法の枠外にあります。

また、論点にありますように、ガイドラインを設けることで就業環境の改善が一定程度進むと思われれます。しかし、ここでも安全衛生・労災補償などは保護の仕組みから労働政策上の取組や立法的対応が必要となります。欧米諸国においても雇用類似の働き方については労働政策上の措置を講じた例もあります。私はこうしたことから、ガイドラインだけでなく、諸外国の取組を参考にして、立法的な措置を含めた労働政策上の保護を検討する必要があると考えています。

この会議の取りまとめでは、雇用類似の働き手に関して、労働者と自営業者という伝統的な二分法にとらわれず、労働者に近い働き方をしている人たちについては立法的措置を含めた労働政策上の保護が必要であることを示していただきたいと思っております。そして、具体的な労働政策上の保護の仕組みについては、労使も参画する労働政策審議会に専門的な検討を委ねていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

続いて、櫻田議員、お願いいたします。

○櫻田議員 ありがとうございます。

今回のコロナに関しては、足元の思い切った経済政策は必要で、既にいろいろと取っておられることを承知した上で、しかしながら、これまで課題であると認識しながら実は着手されていなかった社会構造改革に取り組む必要がある。そういった観点で、本日は介護の現場で何が起きているかということについて話し申し上げたいと思います。

医療機関同様、コロナ感染患者のケアに当たる介護事業者に対しても国からの財政支援がスピーディーに決定されたということは非常に重要なことで、これは高く評価したいと思っています。ただ、介護現場を身近に見ている者として、持続可能性という観点からさらに踏み込んだ支援が必要であろうと考えるものであります。

介護事業者は、感染防止のためにサービスの一部を休止したり、あるいは縮小したりすることで実際の収入は減少しています。そして一方で、マスクや消毒液といった衛生備品の高騰で厳しい経営環境を強いられているのも事実であります。

御承知のとおり、我が国のコロナ感染死亡者の90%以上は60歳以上の高齢者です。全てのエッセンシャルワーカーは自分自身が感染するリスクと隣り合わせで仕事をしているわけですが、介護職は、「もし自身が感染していて、それをリスクの高い高齢者にうつしてしまっただけ」という恐怖、心的ストレスを常に抱えながら仕事をしているということをどうか御承知おきください。

このような現状を踏まえ、介護人材不足に拍車がかからないよう、短期的には、海外事例のような介護崩壊と医療崩壊の負の連鎖につながらないよう、また、長期的に日本の介護システムが成り立つよう、国としてもぜひ配慮いただきたい。そういう意味で大変重要な介護制度と、それを支える事業の継続性という観点から、現場に立つ全ての介護職への特別手当の用意や、介護事業者が継続してサービスが提供できるような財政支援等、さらなる踏み込んだ支援を世に示していただければと思います。

以上でございます。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

続いて、清家議員、お願いいたします。

○清家議員 ありがとうございます。

まず、フリーランスにつきましては、公正な取引ルールの整備はぜひ必要だと思っております。また、鎌田議員も既におっしゃいましたけれども、労働者に類似した働き方のフリーランスの方たちには、今、申しましたような経済法に基づく公正な取引ルールの整備と同時に、一般の労働者と同じく労働政策上の保護などの検討も必要と思っております。これは現下の緊急事態への対応のみならず、多様な働き方の増えるこれからの恒常的な政策としても必要であると考えております。

次に、今のこの緊急事態への対応ですけれども、今、何といたっても最も必要とされる医療提供体制の確保につきましては、政府や地方自治体の要請に応じて緊急医療体制を整備し、過酷な状況の下で日夜、診療・治療に当たっておられる医療従事者と医療機関を疲弊させることなく、財政的にもしっかりと支えることが何よりも重要だと思います。これは緊急時に質の高い医療をしっかりと確保することと同時に、中長期的な医療提供体制のあるべき姿の整備にも資するものと考えております。

高齢者福祉、障害者福祉、あるいは児童福祉に携わる福祉従事者や施設なども今、懸命な対応を行っておられます。生活面への影響も拡大しております、そこでは社会福祉協議会や各種のNPOなど、地域での生活支援活動もフル活動しているという状況でございます。こうした活動への支援も必要かと思っております。

また、子供への支援の充実は今世代型社会保障の観点からも重要でございます、その体制強化には例えば共同募金など、民間資金の支援も含めて、官民協力して目配りをしていくことが必要だと思います。

以上でございます。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。



続いて、中西議員、お願いいたします。

○中西議員 経団連の中西でございます。

既に遠藤議員、翁議員からも御指摘がございましたのですが、医療体制に対するいろんなレビューがぜひ必要だと思えます。幸いにして、これまでの感染予防策が爆発的感染を防いでいるという現状については諸外国からも何であんなにうまくいくのかと言われていたぐらいだろうと思えますけれども、実はまだ本当の意味での対策は完了していないということは西村大臣も別の会議でもおっしゃっておられるわけでございます。

また、海外の状況を見ても、ニューヨークとかイタリアというところで医療体制の崩壊という現実と直面している地域があるわけございまして、そういうところから見ますと、第2、第3の波とか、あるいはこれからウイルスとうまく付き合っているような社会活動を展開していかなければいけないという現実を踏まえて、単に感染症の対策だけではなくて、感染症対策が後手に回ると、日常的な医療行為に対しても一つのブレーキになってしまう。そういうことも含めまして、感染症に対するウオッチと、それから、そういうことが発生したときの医療体制に対する、全体がうまくモニタリングできる司令塔的な機能をぜひ今後考えていくべきではないかと思えます。

そういう裏づけがある、安心感があるということが大変重要ではないか。今のコロナの現状は、亡くなった方には大変申し訳ない言い方ではございますけれども、ある程度で抑えられている。でも、皆さん大変恐れている。要するに、これは治療薬がないということが一番利いているわけですがけれども、やはりそこをもう一歩手厚くできるような体制の整備ということを諸外国の事例も踏まえてきっちり検討していくべきではないかと思えます。

私からは以上です。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

続いて、新浪議員、お願いします。

○新浪議員 医療制度改革につきまして、当面はコロナショックへの対応が優先されるのは当然だと思います。しかしながら、将来の日本社会のために長期的視点に立って、どのように持続可能な社会保障制度を築いていくかという、この検討はきちんと進めていくべきだと思います。また、この会議がまさにその場であるということだと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

また、コロナショックにより、この未来の日本のための必要な改革が大きく滞るようなことがあってはいけないと思えます。そして、今回の事態も十分に検証して、将来の新たな感染症へのレジリエントな医療・介護の体制づくりをしていくことが必要だと思います。

資料2の4ページを見ていただきたいと思えますが、現在、病院に行かれることが大変不安だという方が7割おられるということで、私自身も少し不安に思っております。今回、初診からオンライン診療が解禁されたことは大変いいことだと思います。院内感染の防止や過疎地の医療を確保するという観点からも、アフターコロナにつきましても非常に有効な手段であるのは間違いなく、総理からも感染収束後のオンライン診療継続の検討につい

て御指示があったと伺っておりますが、大変ありがたいことだと思います。そして、この進歩が一過性にならないようにしなければなりません。テクノロジーはどんどん進んでまいりますので、新たなテクノロジーを入れることで、オンラインでの問診もより対面に近いものができるはずです。この点もぜひとも、より進めていただきたいと思います。

また、資料2の6ページで日本老年医学会より「生活不活発」による心身や脳の機能低下について警鐘が鳴らされています。介護の現場が大変厳しいことについては、先ほど櫻田議員がおっしゃったとおりだと思います。感染予防にヘルパーさんはなかなか付き添うことができず、このような状況で要介護者の方々は益々増え、また要介護度が上がってしまう。こういったことが大変懸念されます。介護制度の持続性という観点からも、ぜひともいろんな技術革新や方法を使って、感染予防をしながら介護が行える環境を整備し、そして、適時・適切な検査体制や必要な防護具を用意する等、政府におかれましても介護機関に対する支援をお願いしたいと思います。

最後に、フリーランスの件でございますが、少子高齢化の中で労働力を確保していくためにも大変重要であります。また、雇用の流動性を高め、ジョブ型の雇用システムに移行していくためにも、フリーランスの方々が働きやすい環境や、先ほど来、出ています安全面の補償が非常に重要であると思います。公正取引委員会をはじめとした関係省庁が一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

続いて、増田議員、お願いします。

○増田議員 増田です。ありがとうございます。

まず、フリーランスに関してですけれども、今回の新型コロナ対応では雇用保険の被保険者以外の短時間労働者やフリーランスの方々を対象とする様々な支援策が講じられました。そこで、被保険者に対する雇用調整助成金の実績がよく取り上げられるわけですが、それ以外の新たに講じられた様々な支援策の実績も検証しながら課題を検討していくことが必要かと思えます。

また、医療についてですけれども、今日ほど都道府県による医療提供体制の整備の責任が注目されたことはございません。アフターコロナにせよ、ウィズコロナにせよ、有事対応を含めた医療提供体制のあるべき姿をそれぞれの地域で改めて話し合っていく必要があると思えます。

この場合、その場として地域医療構想調整会議がより活性化される必要がございます。地域医療提供体制だけでなく、そこでは住民負担面まで含めた総合的なマネジメントを都道府県が担うことが望ましいわけで、国保の保険料水準の統一などの環境整備を進めて、医療行政の都道府県化を確立すべきと思えます。

また、この会議の昨年末の中間報告にもございました医療のかかり方の変容に向けた取組促進。こういうものを中間報告の中で書いたのですけれども、今回、前向きに捉えれば国民の医療のかかり方の行動変容が今、まさに足元で起きているということでございます。

新たな日常を定着化させていく考え方も必要で、オンライン診療も私もさらに拡大すべきだと思います。これまでは高齢化が進むイコール医療費が安定的に増える。こういう右肩上がりの構造を所与のものとしてきましたが、今回のような医療需要の減少もあり得ることも踏まえて、制度的課題を洗い出すことが必要だと思います。

最後に予防についてですけれども、新型コロナのワクチンの開発が待たれるわけですが、一次予防の中でも何が重要であるかが浮かび上がってきております。新たな日常の下で感染症予防と両立しながら推進できる予防策に限りがあるという現実も踏まえて、国民経済的に効果的な予防策をエビデンスに基づいて選別をしていくことも重要だと思います。当会議の役割を果たすべく、中間報告に盛り込まれた宿題を着実にこなして、議論を前に進めていくことが必要でございます。

以上です。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

続いて、柳川議員、お願いします。

○柳川議員 柳川でございます。

まず、フリーランスの問題ですけれども、このフリーランスというものは多様な働き方を実現していく上で非常に重要な選択肢であることは言うまでもございません。アンケートにありましたように、この働き方を望んでいる人がかなり大勢いらっしゃる。そういう人たちが安心して働けるように、そして、その選択肢が実質上狭まることのないように、やはりきっちりとした対策を取っていくことが望まれると思います。

その面では、今回のペーパーの中で提示されました取引ルールの明確化をして、あるいは透明化をして、整備をしていくことは非常に重要なことだと思っております。特に独禁法であるとか下請法であるとか、こういう法律上の課題についてはしっかり対処していくひな形をつくっていくことが求められていると思います。

その際、やはりルール整備をした結果、結果的にフリーランスの人たちが働きにくくなる。そういう選択がしにくくなるということではまずいと思いますので、人々が望む選択肢がきっちり選べるような工夫・配慮は当然のことながら必要だと思っております。

この点は今の働き方だけではなくて、今後、技術革新の進展によっては、今、我々がフリーランスと呼んでいる方々以外にもう少し多様な働き方が様々出てくる可能性もございます。そうすると、そういう新しい働き方はなかなか今までのルールになじまなかったりするということがこれから出てくる可能性がありますので、そういう新しい働き方が阻害されないような、ある意味で環境変化に対して柔軟に対応できるようなルール設計、あるいは、ひな形の整理をぜひ検討していきたいと思っております。

感染拡大を踏まえた課題でございますけれども、この点に関しては何人かの先生方からお話がありましたが、やはり技術革新の成果をきっちり積極的に活用して、感染防止と積極的な経済活動、それから、活発な活動の支援という両立を図っていく必要があるのだろう。その点においては、データを活用した、しっかりとした感染防止が不可欠ですし、そ

れから、オンライン診療。やはりこういうものを使って、より安心・安全な形で診療を受けられるように進めていく。

先ほど、医療の実態のしっかりとした把握をという話がありましたけれども、やはりこういうものもしっかりとした医療体制を確立していくためにも、現状どうなっているのか、感染者が増えてきたときにどれだけの対応ができるのかということを経済的に考えるためにも、医療体制の実態に関するリアルタイムの把握を、データを活用してやっていくことがより必要なことかと思っております。

高齢者の活動に関しては、これは資料にもありましたように、やはり健康増進のためにはしっかりとした活動ができるようにしていく。そのためには介護の現場も含めていろいろな技術を導入していくことが大事ですけれども、単純な技術導入だけではうまくいかない場合もあって、ITの活用十分に慣れていない方々でもそういうものが便利に使えるようなサービスが高齢者の活動の場、あるいは介護の現場で重要になってくると思います。

ある意味で、ここはビジネスモデルの開発が必要な部分であり、それは言い換えると、ビジネスチャンスでもあるということかと思っておりますので、こういうところに積極的にいろいろなリソースが投入されていくことも重要かと思っております。

それから、特に現状のテレワークの実態を踏まえますと、やはりテレワークと、例えば子育ての両立をどういうふうにしていくのか。そういうことがしやすい環境整備をしていくことは、単純に今、家のスペースが足りないとかということ以上にいろいろ考えていくべきポイントがある気がいたします。

この点は、働き方改革であったり、保育のあり方であったり、あるいは少子化対策であったり、そういう意味で広い意味での社会保障の必要な課題にかなり関わる部分でございますので、今後、こういう実態に関してしっかりと実態を把握した上で制度設計をやっていく必要があるのではないかと思っております。

より長期を見据えた場合には、やはり未来世代にツケを残すのではなく、未来に希望をつくるための持続可能な社会保障制度をしっかりとつくっていくことも欠かせないポイントだと思いますので、経済状況の変化をしっかりと見据えつつ、持続可能な社会保障制度をしっかりと構築していく必要があるだろうと思っております。

以上でございます。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

続きまして、公正取引委員会の杉本委員長に御発言をいただきたいと思っております。杉本委員長、お願いします。

○杉本公正取引委員会委員長 ありがとうございます。

私のほうからは、フリーランスに关します公正取引委員会の取組についてお話しさせていただきます。

近年の個人の働き方の多様化、クラウドワーキングやギグエコノミーの拡大等によるフリーランスの増加を踏まえまして、公正取引委員会では従来、働き方に関して独禁法を適

用することには慎重でしたが、そうした姿勢を改めまして、フリーランス等の働き方に目を向けて、人材獲得をめぐる公正かつ自由な競争環境の整備に努めてきているところでございます。

今般、政府として一体的にフリーランスに係る環境整備を図ることとされているところ、公正取引委員会といたしましても、フリーランスとの取引に関する独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法上の考え方を整理した上で、関係省庁との連名で一元的なガイドラインを策定したいと考えているところでございます。

その際、契約書面の不交付等について、それ自体が独占禁止法違反となるものではないませんが、実態上、報酬の支払い遅延等の違反行為をおのずと誘発・助長するリスクが高い点で不適切なものであることをしっかり明らかにしていくとともに、経済のデジタル化・プラットフォーム化が進展していることも踏まえまして、フリーランスとの取引を仲介するクラウドソーシング等の仲介事業者の取引慣行についての考え方も整理していきたいと考えております。

また、下請代金支払遅延等防止法は、独禁法の優越的地位の濫用規制の補完法という枠の中で、下請取引に関し、フリーランスをはじめとする個人事業者を含む下請事業者への禁止行為を未然に防ぐために、親事業者に書面交付義務をはじめとする義務や禁止行為を課しているものがございます。公正取引委員会といたしましても、こうした枠の中で何かできることがあるかを考えていきたいと考えております。

さらに、法執行面におきましても、フリーランスに不当に不利益を与える行為に関しましては、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法に基づきまして、迅速かつ的確な対処を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

次に、あらかじめ発言を希望していただいています閣僚から御発言いただきます。

まず、加藤厚生労働大臣。

○加藤厚生労働大臣 感染リスクを心配した医療福祉サービスの利用控え、外出自粛に伴う高齢者のフレイルの発生、児童虐待、DV、自殺リスクの高まりなどが懸念されております。生活に困難を抱えている方々を支えている現場の方々からもヒアリングを行い、子ども食堂などを活用した子供の見守り体制の強化など、今般の2次補正にも反映していきたいと思っております。

また、働き方との関連ではフリーランスをめぐる課題が明らかになってきました。特に雇用労働者と類似の働き方をされる方について、仕事が原因の病気やけがへの対応など、どのような労働政策上の保護や支援が必要か、どういう形で実現するかなどについて具体的に検討してまいりたいと思います。

新規感染者数が減少しておりますけれども、こうした時期に検査の充実と医療提供体制の強化をさらに図っていくとともに、ウェブの活用等によって感染者あるいは医療提供の

状況をリアルタイムで把握していく。こうした情報基盤の整備にもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 続いて、梶山経産大臣、お願いします。

○梶山経済産業大臣 フリーランスなど雇用によらない働き方については、多様で柔軟な働き方を後押しする経済産業省としても取り組んでいくべき課題であり、経済の担い手としても大変重要に考えております。経済産業省としては、その適正な拡大に向けて、内閣官房や関係省庁と連名で策定するガイドラインの検討にしっかりと貢献してまいりたいと思います。

特に、契約書面の交付といった事項については、下請振興法に基づく下請振興基準に反映して、業所管省庁と協力し、さらに取引の適正化を進めてまいります。加えて、発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、下請Gメンの増員など、執行体制の強化を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 続いて、麻生副総理の代理であります藤川副大臣、お願いいたします。

○藤川財務副大臣 新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、緊急事態宣言の解除が進み、着実に前進していることは外出の自粛など国民の皆様の御協力のたまものがあります。同時に、我が国の医療の質の高さや、今もなお治療に当たっておられる医療従事者の懸命の御尽力のおかげであり、心から感謝申し上げたいと存じます。

現在、2次補正予算の編成作業を行っているところでありますが、本日御議論いただきました社会保障の新たな課題にも、その中でしっかり対応してまいりたいと存じます。

いずれにせよ、必要なときに必要な医療にアクセスできるという国民皆保険制度が国民の不安の広がりを読み止めております。こうした世界に冠たる社会保障制度を将来に引き継いでいくためにも、これまでこの会議で御議論をいただいた方向性に沿いまして、社会保障の持続可能性の確保に向けた改革を進めていくことが重要であると考えております。

以上です。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

予定しておりました時間が近づいておりますけれども、御発言のある方はございますか。

それでは、総理から締めくくりの御発言をいただきたいと思っております。プレスが入室します。

(報道関係者入室)

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 それでは、安倍総理、よろしくをお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 本日は、フリーランスの政策の方向性と新型コロナウイルス感染症を踏まえた社会保障の新たな課題について、議論を行いました。

フリーランスにおいては、内閣官房において、関係省庁と連携し、一元的に実態を把握した調査結果を基に、政策の方向性について議論を行いました。フリーランスは、その適

正な拡大が不可欠であり、ルールの整備が重要です。契約書面の交付、取引条件の一方的変更の防止といった事項について、実効性のあるガイドラインや制度の整備を行います。7月に向けて、西村大臣は、関係大臣の協力を得て、具体的に検討を進めていただくようお願いいたします。

社会保障の新たな課題については、感染症の拡大に伴い、運動や社会的交流の機会が減少していることを踏まえ、屋外におけるプログラムの支援などを進めます。また、オンライン面会や運動アプリなどの非接触サービスの利用を促進するため、介護施設等におけるタブレットやWi-Fiの導入支援を進めます。さらに、高齢者のテレワーク支援とともに、子供の見守り体制の強化や、電話やSNSを活用した心の相談体制の強化など、セーフティネットとしての重要性が増加していることに留意して、社会保障改革の議論を進めていきます。

本日は、2月以来となる全世代型社会保障検討会議を開催しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本会議の最終報告は今年末とし、7月に2回目の中間報告を行っていただくこととしたいと、こう考えています。引き続き、各議員の御協力をよろしくお願いします。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

それでは、マスコミの皆さんは御退室をお願いします。

(報道関係者退室)

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

次回の開催につきましては、事務局から調整をさせていただきます。

本日の会議の概要につきましては、この後、私から記者説明を行いたいと思います。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。